

石運輸旅第398号の2
令和4年10月4日

一般乗用旅客自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長

新型コロナウイルス感染症の影響により輸送実績が急減している地域
における準特定地域の指定の解除の取扱いについて

標記について、別添のとおり北陸信越運輸局長から通知があったので、
了知願います。

北信交旅第388号
令和4年9月26日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長

新型コロナウイルス感染症の影響により輸送実績が急減している地域
における準特定地域の指定の解除の取扱いについて

標記について、自動車局長から別添（令和4年9月21日付け国自旅第232号）
のとおり通達があったので、了知されるとともに、関係者に対し周知されたい。

国自旅第 2 3 2 号
令和 4 年 9 月 2 1 日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

新型コロナウイルス感染症の影響により輸送実績が急減している地域における準
特定地域の指定の解除の取扱いについて

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 83 号）の施行に伴い、「準特定地域の指定等について」（平成 26 年 1 月 24 日付け国自旅第 402 号）（以下「本通達」という。）を定めるとともに、令和 3 年度における準特定地域の指定の解除については、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の影響により輸送実績が急減している地域における準特定地域の指定の解除の取扱いについて」（令和 3 年 9 月 17 日付け国自旅第 221 号）により取り扱ったところであるが、今年度における準特定地域の指定の解除について、下記のとおり取り扱うこととしたので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、その旨了知されるとともに、所要の措置を講じられたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

令和 4 年度における準特定地域の指定の解除は、令和 3 年度の輸送実績等に基づき、本通達の基準に照らして判断することとなるが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 3 年度の輸送実績が昨年度に引き続き減少していることから、指定を解除することによって供給過剰となるおそれがあると認められる場合は、令和 5 年 9 月 30 日まで指定の解除を見送ることとする。



(別添)
国自旅第232号
令和4年9月21日

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿
一般社団法人 全国個人タクシー協会会長 殿

自動車局長

新型コロナウイルス感染症の影響により輸送実績が急減している地域における準
特定地域の指定の解除の取扱いについて

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通知したの
で、傘下会員に対し周知されたい。